

令和7年10月
東京税関業務部

関係各位

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令について

毒物及び劇物取締法は、保健衛生上の見地から必要な取締を行っておりますところ、今般、毒物及び劇物指定令の一部が改正されましたのでお知らせします。

(公布日 令和7年10月29日)

1 新規指定 (施行日: 令和7年11月1日)

「劇物」: 1 物質

4-[2-(4-ターシヤリーブチルフェニル)エトキシ]キナゾリン(別名フェナザキン)及びこれを含有する製剤。ただし、4-[2-(4-ターシヤリーブチルフェニル)エトキシ]キナゾリン19.4%以下を含有するものを除く。

2 除外 (施行日: 令和7年10月29日)

「劇物」: 1 物質

塩素酸塩類を含有する製剤のうち、塩素酸ナトリウム47.5%以上52.5%以下を含有する製剤(粉粒状に加工をしたものを除く。)(炭酸水素ナトリウム27%以上37%以下を含有するものに限る。)

＜経過措置＞

- 本改正の施行日において、新たに劇物に指定した物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、令和8年1月31日までは、毒物及び劇物取締法第3条(禁止規定)、第7条(毒物劇物取扱責任者)及び第9条(登録の変更)の規定を適用しないこととなります。
- 本改正の施行日において、新たに劇物に指定した物で現に存するものについては、令和8年1月31日までの間、毒物及び劇物取締法第12条(毒物又は劇物の表示)第1項及び第2項の規定を適用しないこととなります。

【お問合せ】

東京税関業務部通関総括第2部門(電話: 03-3599-6338)

※ 指定令改正に関する問い合わせは、

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課へお願いします。